

## 平成20年度 第1回 特別職報酬等審議会 会議録

議 題	1 委員の委嘱 2 諮問書提出 3 特別職の報酬について
日 時	平成20年10月15日(水) 午前9時30分から
場 所	町民センター 1階 会議室
出席者	田中利次、金井恵里可、前嶋笑子、鈴木陽三、岸良治、平井勇一、 佐藤一夫、中山雅美、福田恭子
欠席者	斉藤正信

### <議題1> 委員の委嘱

人事異動等により委員が欠けたため、寒川町特別職報酬等審議会条例第3条第2項の規定により、前任者の残任期間について次のとおり委嘱した。

横浜銀行(株)寒川支店長 竹内 俊司 委員 → 岸 良治 委員  
日鉱金属(株)倉見工場 矢澤 茂 委員 → 平井 勇一 委員

### <議題2> 諮問書提出

特別職の給料の額についての意見を聴くため、寒川町特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき町長より当審議会へ諮問書を提出した。内容については次のとおり。

寒川町長及び副町長の給料月額について(諮問)

寒川町長及び副町長の給料月額について、諸般の情勢から検討の必要があると思料いたしますので、寒川町特別職報酬等審議会条例に基づき諮問いたします。

### ＜議題3＞ 特別職の報酬について

事務局：昨年度は町長マニフェストに基づき、町長の給料月額を20%削減について、ご意見を伺っていたところであるが、議案が否決となったため意見集約に至らなかった。本年度は昨年度と考えを切り離し、町長及び副町長の条例本則上の給料月額に対して諮問が出ているのでその部分でのご審議を願いたい。

【事務局より過去の諮問・答申の状況、特別職の報酬等の推移、県内市町村及び類似団体の特別職の報酬等の状況と財政状況について事務局より説明。】

委員：今回の審議会では町長の給料月額を決めるにあたっては、アップまたはダウンのみ判断するのか、それとも金額まで決めるのか。

事務局：審議については、社会情勢や様々な資料により上げるべきか下げるべきか検討し、金額についてはその中で精査願いたい。

委員：同じような規模の市町村と比較して検討するしかない。

委員：今回の諮問は町長及び副町長の給料月額であるが、例えば議員定数などその他の部分も連動して検討するものか。資料を確認すると人件費が財政を圧迫しているものではなく、どちらかというところ普通建設事業費が高いと感じる。そうすると今回の諮問は作業的にどこまでか。他の市町村と比較して高い安いを認定するだけなのか。それとも財政的な支出条件等を変えるところも含むのか。

委員：昨年度はマニフェストについて話し合ったが、今回も同様なのか。町長公約を我々がどう判断するのか。

事務局：今回については先ほども説明したとおり、町長マニフェストと切り離して考えていただきたい。また委員から意見のあった議員定数については、議員自ら行っている議会改革で検討したものであるため、今回の諮問では対象外としている。よって、今回は現在条例により定まっている町長及び副町長の給料月額のみご審議いただきたい。

委員：町長本人の考え方や、議員も精力的であるので、このことから考えると変えられるなら変えた方がよいのでは。また、資料を見る限り給料について高いといえば高いと思う。

委員：町議会議員が減るのは議会からか。

事務局：議会改革で検討し、議決を得ている。

委員：金銭的な面から考え、3人減らしたということか。

事務局：議員自身の考え方も様々であると思いますが、当然金銭的なものも含め、近隣の議員定数等を総合的に勘案し、判断したものと思う。

委員：議員定数については、一般的に比較はできない。

事務局：自治法上の定数はあるが、地域の実態により定数を減らしている。

委員：前回は減額について話し合ったが、町長自身が減額することによって、ここに予算を組みたいと考えがあるならば減額するべきだと思うし、それが一つの提案になると考える。また減額したからといって仕事の質が下がるものではなく、一般職との比較も考慮する必要はないと思うので下げてよいと考える。

委員：資料の中では一般職との比較もあり、また町議会議員も改革に取り組んでいる状況で、前回みたいに給料より政策的にもっとうまくやってほしいと言うのと違う感じがする。

委員：議員としては定数を削減し、自ら身を削っているので評価して良いと思う。

委員：自治会などからも議員が多いなどの話があり、減らしていく方向になったと思う。他の市町村と比較しても妥当であると考えている。

委員：一般的に考えれば、会社であれば人件費を削るのが単純であるが一番である。しかしながら、人件費を削り何に使うかが問題である。財政的なものもあると思うが、ただ人件費を削るのではなく、今後町をどのようにしていこうかという観があればいいと考える。議員についても削減されているので、今回の諮問について何パーセントという数字が出るにしろ出ないにしろ、ある程度の方向性は出しても良いと思う。

委員：市町村別の資料を見る限り、一見寒川町の町長、副町長ともに高いという印象である。町長と副町長の給料差額もそれほど開きもないし、はたして他の市町村長と年収を比較するとどうなのか。それを各市町村で判断することになるかと思う。いずれにしてもこれだけのことなので、一概に思いだけでなく、この審議会を数回重ねて最終的な議論を進めていくべきである。

委員：今回諮問を受けているものは、特別職の町長及び副町長の報酬をどうするかが論点であって、この報酬をどう使うとか行政的なものに口出しはできない。それは議会でやるものであって、歳入と歳出のバランスが行政である。身の丈に

あったものを作り、身の丈にあった報酬にすべきと考える。だから現在収支のバランスが崩れているのであれば押さえる必要がある。

委員：最後には結論を出さなければならないが、例えば町長を減額するけれども、一般職は減額しないなど、そのような決め方ができるのか。

事務局：今回は町長、副町長についてである。一般職については人事院勧告に基づいて行っているため検討の必要はない。

委員：人事院勧告によってやるものであると思うが、強く町長が要望しているので、その辺は別に考えて大丈夫か。

事務局：今回の審議については先ほど説明したとおり、今年のことは分離して条例上の金額について審議願いたい。この金額が現在の社会情勢、類似団体の状況において、財政規模や人口規模に対し身の丈にあった適正な金額であるかを審議するもので、町長のマニフェストではなく社会情勢における増減を検討していただきたい。また検討にあたってはその水準をどうするか問題となるため、事務局において改定試算表を作ることも可能であるので、審議会として上方下方の方向性を決めていただければ、後はその水準については改定試算表を使用して議論もできると思う。

委員：それともう一つは、町長は政治的な意図があるのかどうか気になる。前回と今回の間に議員の定数も削減されており、何らかの影響があるのではないか。

事務局：今回は報酬等審議会という町長の諮問機関という位置付けで諮問をさせていただいている。政治的な部分については今後答申が為された後町長がどのように考えるかであって、本審議会ではその部分を除き、社会情勢に照らし合わせ審議願いたい。

委員：それではこの辺で終了いたします。